

參考資料

We love
ASHIYA



目次

1. 〔参考資料1〕芦屋市の現況.....	40
2. 〔参考資料2〕芦屋市に所在する主な施設など.....	41
(1) 〔基本目標1〕に関連する施設	41
(2) 〔基本目標2〕に関連する施設	42
3. 〔参考資料3〕用語説明	44

〔参考資料 1〕 芦屋市の現況

◆ 芦屋市の現況

○ 芦屋市の位置、面積等

神戸市と大阪市の間に位置し、北側に六甲山、南側には大阪湾を臨み、面積は約 18.47 k m²〔東西約 2.5 km, 南北約 9.6 km〕の南北に細長い地形です。

○ 市内の公共交通機関〔鉄道・バス〕

◆ 鉄道

東西に鉄道が 3 路線あり、北から阪急神戸線（芦屋川駅）、J R 神戸線（芦屋駅）、阪神電鉄本線（芦屋駅、打出駅）の順になっています。

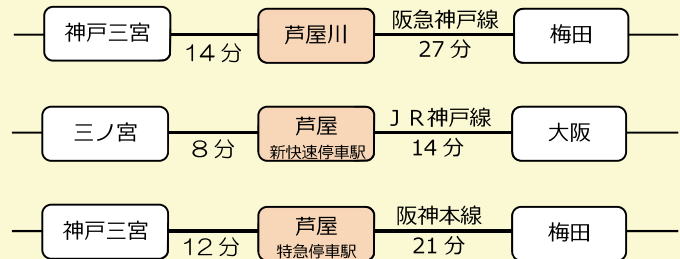
◆ バス

主要なバス路線として「阪急バス」が市内を循環しながら各所をつないでいるほか、幹線道路を東西に走り他市とつなぐバスとして、国道 2 号を「阪神バス」、山手幹線を「みなと観光バス」が走っています。

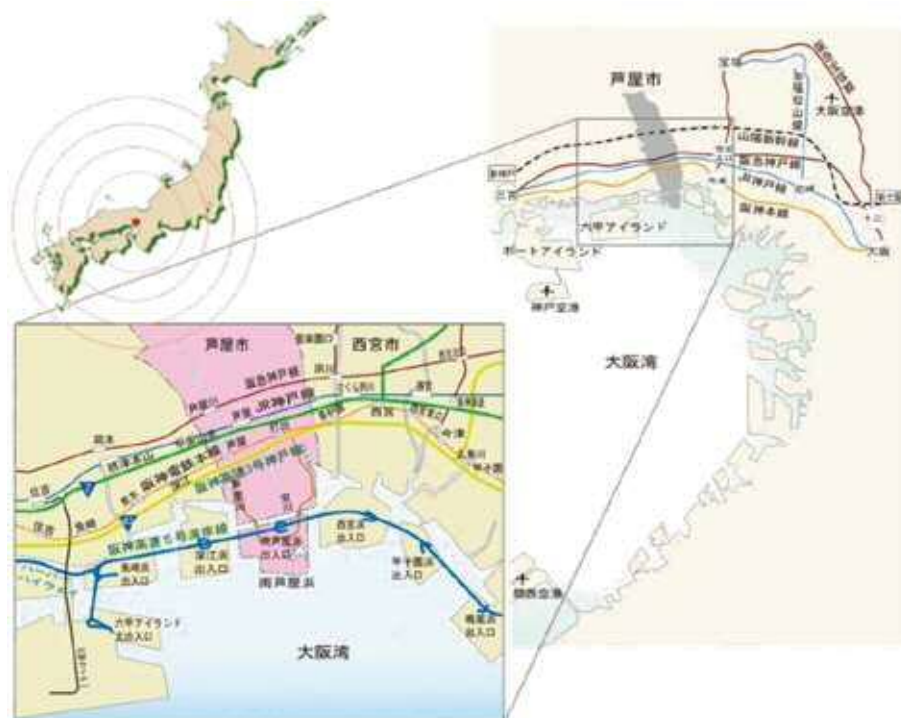
○ 市内の広域幹線道路等

阪神間のみならず全国を結ぶ広域的な幹線道路として、国道 2 号、国道 43 号が整備されているほか、広域流通を支える交通の主軸として、国道 43 号の上を阪神高速 3 号神戸線、臨海部には阪神高速 5 号湾岸線が整備されています。また、阪神・淡路大震災の経験・教訓を踏まえた都市計画街路として、平成 22 年に山手幹線が開通しました。

神戸・大阪への鉄道アクセス（平日朝 8 時台最初の列車に乗車した場合の所要時間）



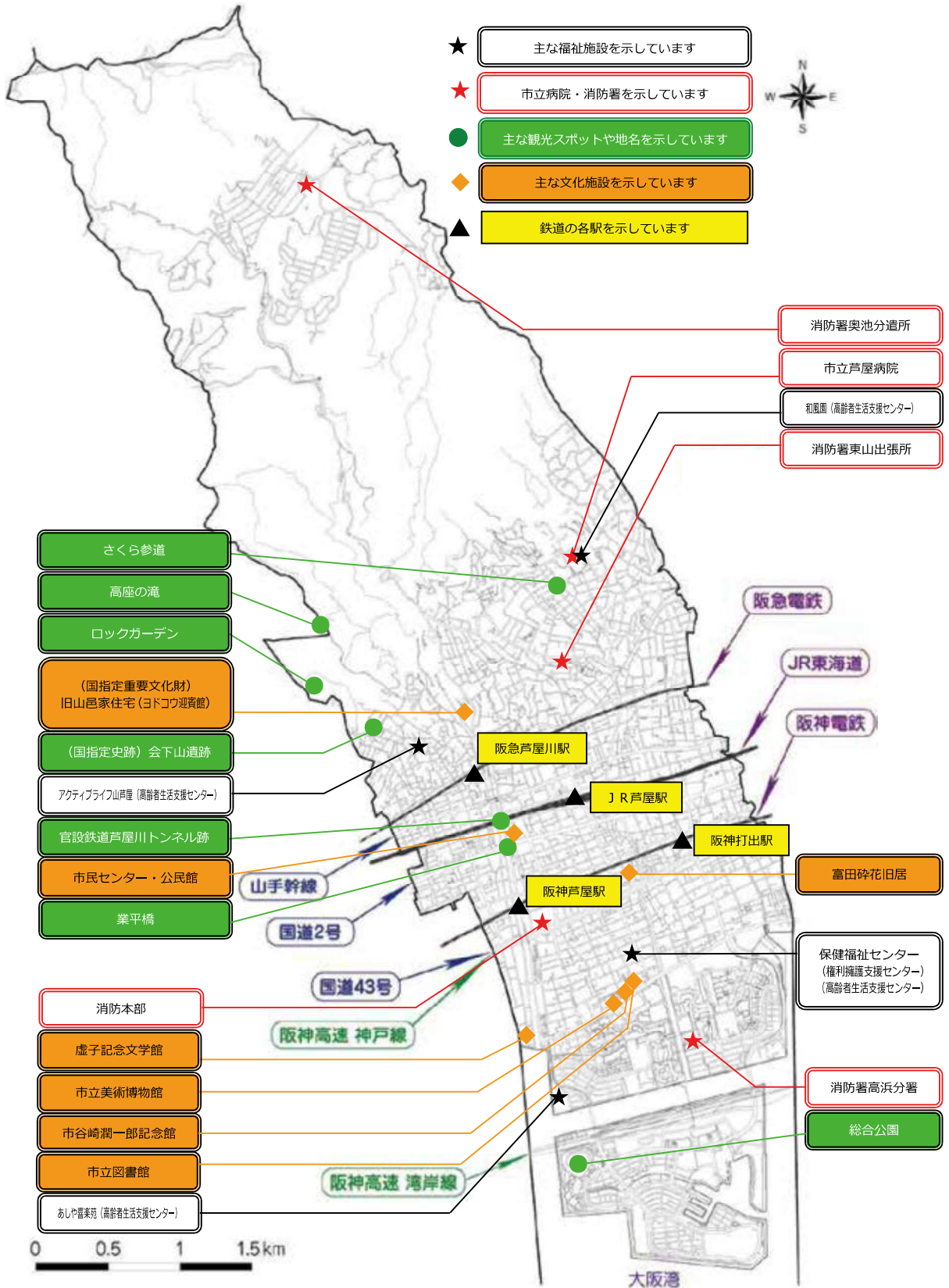
（資料）各社（阪急電鉄、J R 西日本、阪神電車）のホームページにおいて所要時間を検索



〔参考資料2〕 芦屋市に所在する主な施設など

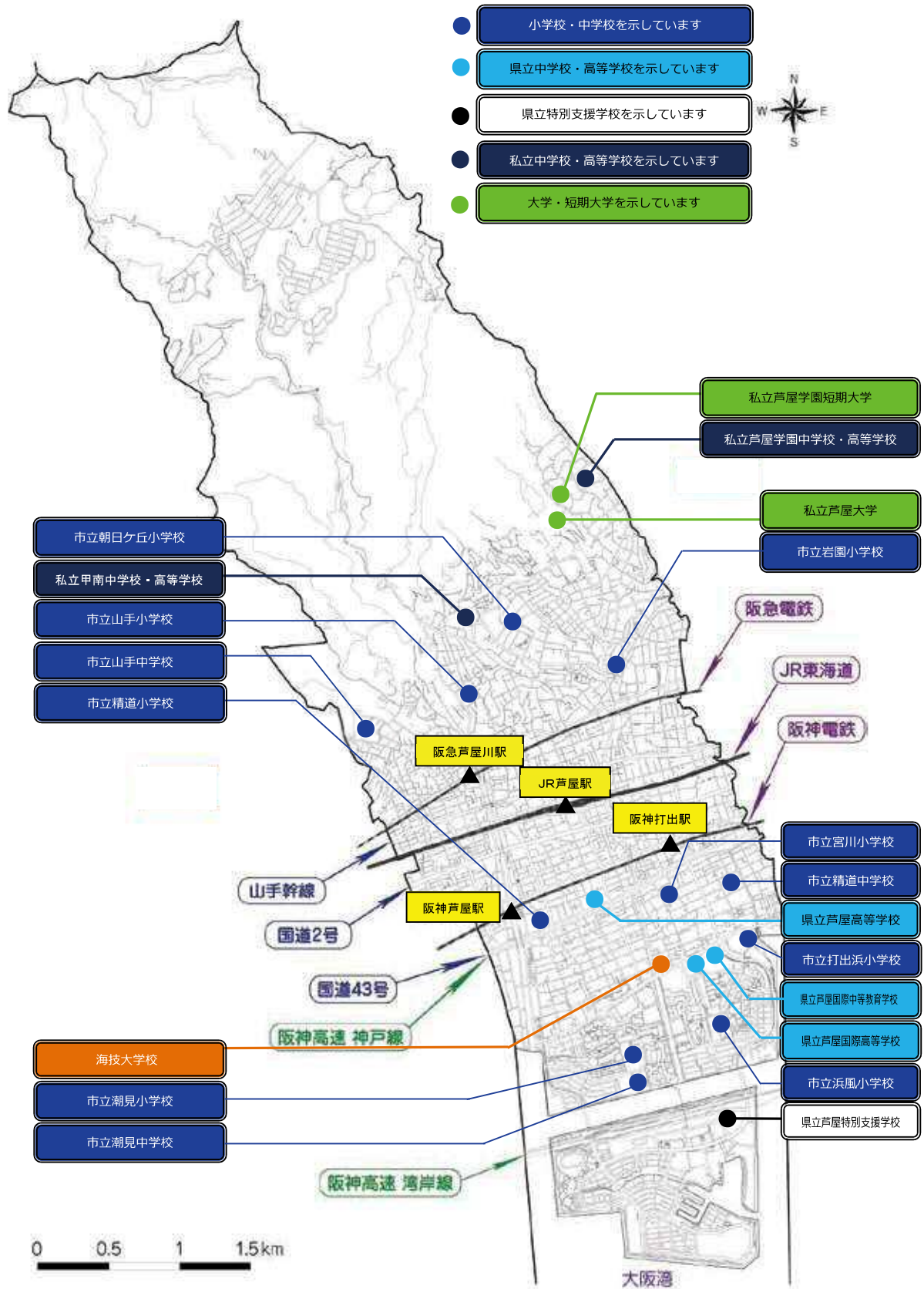
【平成 27 年 4 月時点】

◆ 〔基本目標1〕 に関連する施設

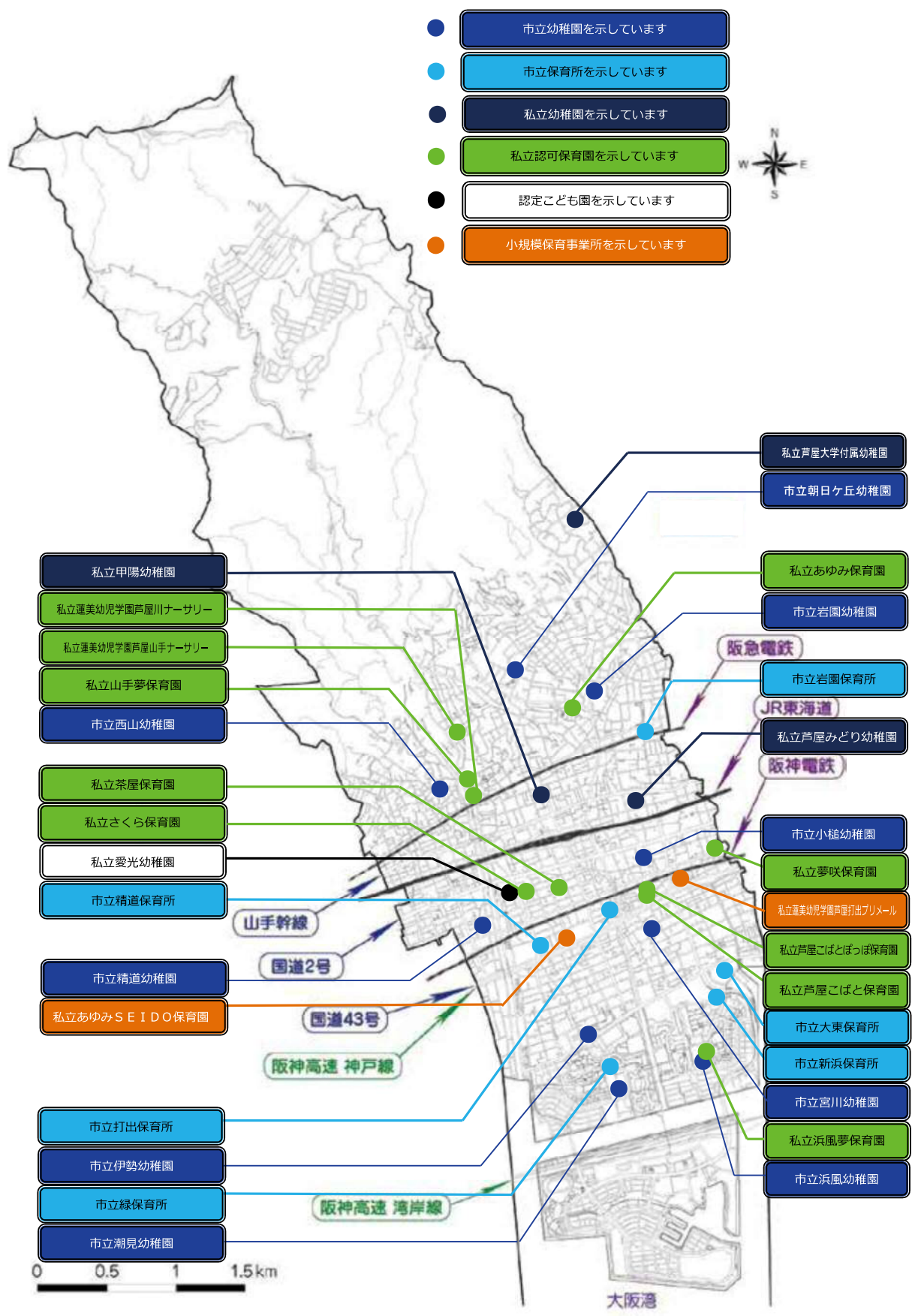


1 / 2
芦屋市の現況 / 芦屋市に所在する主な施設など

◆〔基本目標2〕に関する施設【小学校・中学校・高等学校・大学校】



◆〔基本目標2〕に関する施設【幼稚園・保育所等子育て関係施設】



【芦屋国際文化住宅都市】 (第4次芦屋市総合計画基本構想より)

昭和26年(1951年)に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから60年が経ち、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くあった一方で、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては、現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると本市としては考えています。



市木 クロマツ



市花 コバノミツバツツジ

◆本戦略の本文中で「*」印をつけている用語の説明

用語	説明
数字・アルファベット	
A E D	Automated External Defibrillator の略語。自動体外式除細動器を指し、心肺停止の傷病者の心電図を自動解析し、除細動（電気ショック）が必要な場合に音声などの指示により除細動を与えることができる医療機器のこと。
I C T	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。
あ 行	
あい・あいる一む	概ね0～3歳児とその親を対象とした、事前申込み不要の屋内での遊び場のこと。主任児童委員、*民生委員・*児童委員が相談を受けるほか、市立芦屋病院の看護師、助産師が巡回訪問している。
赤ちゃんの駅	乳幼児を持つ保護者が外出先で授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄ることができる施設の愛称のこと。（対象施設には登録ステッカーが掲示されている。）
芦屋川特別景観地区	景観法に基づく景観地区として、芦屋川沿岸一帯の地域を指定したもの。芦屋川の景観保全を目的として、高さや壁面後退等の規制が設けられている。
あしやキッズスクエア	文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。平成27年度（2015年度）は、精道・山手・潮見小学校で開始している。
市立芦屋病院病診連携システム	芦屋病院独自の医療ネットワークシステムのこと。診療情報の共有や検査・診察のオンライン予約が可能などの機能がある。
インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されないこと、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。
家読（うちどく）	「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。
オープンガーデン	「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催して毎年5月に10日あまりの公開期間を設けて、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。平成18年（2006年）から開催しており、10回目となった平成27年（2015年）は、100か所を超える参加となっている。
か 行	
介護予防センター	高齢者がいきいきとした生活を送っていただくことを目的として、トレーニングマシンを設置して運動トレーナーの指導によるエクササイズを行ったり、歯科衛生士や管理栄養士による講座を開催する等運動機能だけでなくコミュニケーションの場として設置された施設。
緩和ケア	がんなどによる痛み、吐き気、息苦しさ等の様々なつらい身体症状や精神的な苦痛を和らげ、家族を含め患者の心理的・社会的な苦しみや悩みを和らげるケアのこと。患者の意思を尊重し、その人らしく充実した日々が送れるような援助を行うもの。

救急救命士	平成3年（1991年）4月23日に救急救命士法が制定され、病院への搬送途上に限り、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
景観重要樹木	景観の形成上重要な価値があると認められる樹木で、樹形などが美しく地域住民に親しまれているなど、市が定める方針にしたがって、市が指定するもの。
権利擁護支援センター	保健福祉センター内に設置している、高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関のこと。
高齢者生活支援センター	地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では、*地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内に4か所設置している。
国土強靱化地域計画	「国土強靱化基本法」に基づき、地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら、地域の強靱化を図るための計画。
子ども教室	文部科学省の放課後子供教室事業として、児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校などを利用して、地域の方の参画も得ながら実施している事業で、校庭開放や室内での体験学習などがある。平成27年度（2015年度）からの*あしやキッズスクエア事業開始後は、*あしやキッズスクエアの実施校（実施日）以外で実施。
個別避難支援計画	災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、避難誘導などを迅速かつ的確に実施するため*災害時要援護者一人一人について、その方の状況や避難支援方法等を具体的に定めたもの。
コミュニティ・スクール	小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。
さ 行	
災害時における（相互）応援協定	地震などによる災害時の相互応援についての協定。本市では、神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定などがある。また、民間事業者等とも災害時における物資の供給に関する協定などを交わし、迅速な応急復旧対策を行えるよう体制整備を図っている。
災害時要援護者	乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。
指定管理者（制度）	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。平成15年（2003年）の地方自治法改正により、これまで公共的団体（いわゆる外郭団体）に限定されていたものが、民間事業者、NPO法人等にも可能となり、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもでき、民間などのノウハウを導入することで、サービス向上と効率化を目指すもの。
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

社会福祉協議会	社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている民間団体（社会福祉法人）。地域住民が主体となって、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していけるよう、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動・支援を行う。芦屋市社会福祉協議会は保健福祉センター内に設置。
小規模保育事業所	0～2歳を対象とした定員6～19人の市が認可する保育事業を行う事業所のこと。保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時的・短期的又は軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。
た 行	
地域発信型ネットワーク	地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めるため、自治会などの地域住民や*民生委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市*社会福祉協議会が担う。
地域包括支援センター	主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が、高齢者の総合相談支援業務をはじめ、介護予防、包括的・継続的なケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を行う機関のこと。「*高齢者生活支援センター」は、本市における地域包括支援センターの愛称。
地域見まもりネット事業	新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や地域住民がよく利用するスーパーやコンビニ等が市と協定を締結又は*社会福祉協議会に協力事業者として登録し、民間企業による見守り活動を行うネットワークのこと。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画(土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等)を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
知の循環型社会	個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながり、学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。
チューター	算数・数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るため各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちな児童生徒を中心に、授業中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。
出前講座	市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。
統合型発信地表示システム	固定電話からの119番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。
特別支援教育センター	障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にあり。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。

トライやる・ウィーク	学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動等、5日間、様々な体験活動を行っているもの。
トリアージ	災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定することをいう。
な 行	
なかよしひろば	親子で好きな遊びをし、また、親同士の交流を深めるなど、子育ての輪を広げるために公立幼稚園6園（精道、小槌、朝日ヶ丘、西山、潮見、浜風）の園庭や遊戯室で開設している親子がつどうひろばのこと。（曜日や時間帯は各園で異なる。）子育てセンターのスタッフが子育て相談にも応じている。
二次救急医療	入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療をいう。
認定救急救命士	一定の各項目の教育・課程を修了し、都道府県メディカルコントロール協議会から認定を受けた*救急救命士のこと。医師の指示のもと「気管挿管」「薬剤投与（アドレナリン）」「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」「薬剤投与（ブドウ糖溶液）」「心肺機能停止状態でない傷病者に対する静脈路の確保」の行為を行える。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に行う。
は 行	
バイキング給食	主に小学校6年生が年に1回実施している給食で、机に並べられた様々なメニューから気に入ったものを栄養のバランスを考えながら選択して食べる。
阪神間モダニズム	明治後期から昭和前期にかけて、六甲山地南麓を中心とする阪神間で近代的な芸術及び建築、生活様式等を育んだ地域文化で、現在の阪神間の文化やライフスタイル、地域のイメージ等にも大きな影響を与えている。
病児・病後児保育	病気や病気回復期の生後6か月から小学校6年生までの子どもで、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない際に、一時的に子どもを預かる事業。
福祉推進委員	*社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。主には、日頃の暮らしの中で町内の方と交流を持ったり、支援が必要な方を把握したりと地域の特性に応じた活動を行っている。
プラント	下水処理場やごみ焼却場等の関係設備、施設等のこと。
ふるさと寄附金	ふるさとや特定の自治体を応援したい・貢献したいといった納税者の思いを実現するため、納税者が地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度までを所得税と合わせ個人住民税から軽減する寄附金税制のこと。 地方への税源移譲の効果と同時に、地方経済の活性化につながることも期待されており、平成27年（2015年）4月からは、寄附金控除限度額の引き上げや申告手続の簡素化など、制度の拡充がなされた。

放課後児童健全育成事業	厚生労働省の事業。保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市が実施する事業では、「留守家庭児童会事業」として、平成 27 年度（2015 年度）に全小学校で 12 学級を開設している。
保護樹	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第 35 条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木のこと。
ま 行	
まちづくり防犯グループ	「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等、安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。
緑の保全地区	本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区として指定している地区のこと。
民生委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。また、児童福祉法により「*児童委員」を兼ねている。
むこねっと（患者情報共有システム）	平成 21 年度(2009 年度)より兵庫県地域医療再生計画事業で構築された阪神間 7 市 1 町を対象とした医療連携システムで二次救急システム、患者情報共有システム等のシステムから構成されるもの。 患者情報共有システムは、当該病院と他の医療機関の間に、セキュリティを確保したネットワークを構築し、当該病院の電子カルテシステムに保管されている患者の診療情報を他の医療機関で閲覧できるシステム。
や 行	
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。
ら 行	
理科推進員	小学校 5, 6 年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に 1 名ずつ配置している人。
緑被率	市域において、都市公園、樹木・樹林、草地・芝生地、河川・池沼、農地等が占める割合のこと。

■ 芦屋市創生総合戦略

発行日 平成28年（2016年）3月

発行 兵庫県芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

芦屋
創生